



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

規 則

▽神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則
 [経済観光局消費生活センター] 1260

告 示

▽指定納付受託者の指定 (SB ペイメントサービス株式会社) [行財政局税務部市民税課] 1264

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (ファミリータウン鈴蘭台自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1264

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (下谷上自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1265

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (小東山手自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1265

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (西盛自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1266

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (道場自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1267

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (南平台自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1268

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (南陽台自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1268

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (白川自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1269

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (北畑自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1270

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (緑が丘自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1270

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (朝日が丘自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1271

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (東二郎下自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1272

▽事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務の委託
 [環境局環境創造課] 1272

▽公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始並びにその関係図面の縦覧
 [建設局下水道部経営管理課] 1273

▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局東部建設事務所] 1273

▽生活保護法等による医療機関の指定
 [福祉局保護課] 1276

▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止
 [福祉局保護課] 1276

▽生活保護法等による施術者の指定
 [福祉局保護課] 1277

▽生活保護法等による介護機関の指定
 [福祉局保護課] 1277

▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更
 [福祉局保護課] 1278

▽道路法による道路の区域変更 (県道 野村明石線)
 [建設局道路管理課] 1279

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道 西垂水 117 号線)
 [建設局道路管理課] 1279

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道 高丸陸 10 号線)
 [建設局道路管理課] 1280

公 告

▽神戸市環境影響評価等に関する条例による環境影響評価実施計画書に係る市長意見書の作成及びその写しの縦覧 ((仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業)
 [環境局環境保全課] 1280

▽建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧 (松が枝町地区建築協定)
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1281

▽開発行為に関する工事の完了 (垂水区小東台東)
 [都市局都市計画課] 1281

▽開発行為に関する工事の完了 (西区玉津町二ツ屋字角谷ほか)
 [都市局都市計画課] 1282

- ▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（産業廃棄物埋立処分業務）
[建設局下水道部経営管理課] 1282
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ハーバーランド ダイヤニッセイビル）
[経済観光局経済政策課] 1283
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（高浜モザイク）
[経済観光局経済政策課] 1293
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ドラッグコスモス舞多間店）
[経済観光局経済政策課] 1297

神戸市職員共済組合公告

- ▽神戸市職員共済組合が所有する不動産の売払いの一般競争入札の実施
[神戸市職員共済組合] 1299

規 則

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第5号

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則（平成17年6月規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（不当な取引行為等の是正の指導）</u></p> <p>第16条 <u>条例第25条第2項に規定する</u> <u>指導は、様式第1号による文書又は</u> <u>口頭により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の指導を行うとき</u> <u>は、当該指導の対象となる者に対</u> <u>し、期限を指定して、当該指導の対</u> <u>象となった違反を是正するための措</u> <u>置について記載した書面の提出を求</u> <u>めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（不当な取引行為等に係る調査、指</u> <u>導等）</u></p> <p>第16条 <u>第4条第3項の規定は、条例</u> <u>第25条第2項の規定による指導若し</u> <u>くは勧告又は同条第3項の規定によ</u> <u>る公表について準用する。</u></p>

(不当な取引行為等の是正の勧告)

第17条 条例第25条第2項に規定する
勧告は、様式第2号による文書で行
うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の勧告
について準用する。

(不当な取引行為等に係る公表)

第18条 市長は、条例第25条第3項の
規定による公表を行おうとするとき
は、あらかじめ、その理由を当該事
業者に通知するとともに、意見を述
べる機会を与えなければならない。
ただし、当該事業者が正当な理由な
く意見の聴取に応じないとき、又は
当該事業者の所在が不明であるとき
は、この限りでない。

2 市長は、条例第25条第3項に規定
する公表を行うに当たり、必要があ
ると認めるときは、苦情処理審議会
の意見を聴くものとする。

3 条例第25条第3項の規定による公
表は、インターネットの利用その他
の広く市民に周知できる方法により
行うものとする。

第19条～第24条 [略]

第25条 この規則の施行に関し必要な
事項は、主管局長が定める。

第17条～第22条 [略]

第23条 この規則の施行に関し必要な
事項は、経済観光局長が定める。

様式中「(第22条関係)」を「(第24条関係)」に、「第48条第2項の規定によ
り、」を「第48条第2項の規定による」に改め、同様式を様式第3号とし、別表
第9の次に次の2様式を加える。

様式第1号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

神戸市長

是正指導書

本市では、神戸市民のくらしをまもる条例（以下「条例」という。）により、商品の販売若しくは役務の提供又は訪問購入に係る契約に関し、条例に定める不当な取引行為をすること及び消費者の利益を不当に損なうこととなる内容の約款を用いることを禁止しています。

このたび、下記のとおり条例に違反する内容が見受けられました。

については、条例第25条第2項の規定により、違反を是正するために必要な措置を講じられるよう指導します。

なお、あなたが講じた是正措置（指摘した違反内容が事実と相違しているときは、その理由）について、文書による報告を求めます。

記

- 1 違反内容
- 2 報告期限
- 3 報告先
- 4 その他

様式第2号（第17条関係）

第 号

年 月 日

様

神戸市長

勧告書

下記のとおり、神戸市民のくらしをまもる条例（以下「条例」という。）^{第23条}に違反する内容が見受けられました。^{第24条}

については、条例第25条第2項の規定により、違反を是正するために必要な措置を講じられるよう勧告します。

また、あなたが講じた是正措置について、文書による報告を求めます。

なお、この勧告に従わないときは、条例第25条第3項の規定に基づき、事業者の氏名又は名称等必要な事項を公表する場合がありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 違反内容
- 2 報告期限
- 3 報告先
- 4 その他

附 則

この規則は、令和4年5月15日から施行する。

告 示**神戸市告示第134号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都港区海岸1丁目7番1号
S B ペイメントサービス株式会社
代表者 代表取締役社長兼CEO 榛葉 淳
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入等
キャッシュレス決済を利用して納付する税証明手数料等
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始した日
令和4年4月1日

神戸市告示第135号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称
ファミリータウン鈴蘭台自治会
 - (2) 主たる事務所
神戸市北区鈴蘭台西町4丁目13番1号
 - (3) 代表者の氏名
小崎 正道
 - (4) 代表者の住所
神戸市北区鈴蘭台西町4丁目13番4号
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名
「久本 修」を「小崎 正道」に改める。
 - (2) 代表者の住所
「神戸市北区鈴蘭台西町4丁目10番24号」を「神戸市北区鈴蘭台西町4丁目13番4号」に改める。

- 3 変更の年月日
令和4年4月10日
-

神戸市告示第136号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
下谷上自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市北区山田町下谷上字沢51番地の5
- (3) 代表者の氏名
北勝 康秀
- (4) 代表者の住所
神戸市北区山田町下谷上字北勝11番地

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「盛本 泰生」を「北勝 康秀」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市北区山田町下谷上字皆森10番地」を「神戸市北区山田町下谷上字北勝11番地」に改める。

- 3 変更の年月日
令和4年4月23日
-

神戸市告示第137号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
小東山手自治会

(2) 主たる事務所
神戸市垂水区小東山手1丁目10番15号

(3) 代表者の氏名
大東 晶子

(4) 代表者の住所
神戸市垂水区小東山手1丁目10番15号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地
「神戸市垂水区小東山手1丁目3番14号」を「神戸市垂水区小東山手1丁目10番15号」に改める。

(2) 代表者の氏名
「大歳 雅洋」を「大東 晶子」に改める。

(3) 代表者の住所
「神戸市垂水区小東山手1丁目3番14号」を「神戸市垂水区小東山手1丁目10番15号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月10日

神戸市告示第138号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称
西盛自治会

(2) 主たる事務所
神戸市西区押部谷町西盛119番地

(3) 代表者の氏名
藤本 重隆

(4) 代表者の住所
神戸市西区押部谷町西盛119番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 平成30年2月18日に変更があった事項及びその内容
ア 事務所の住所
「神戸市西区押部谷町西盛575番地の1」を「神戸市西区押部谷町西盛110番地の1」に改める。

イ 代表者の氏名

「村主 訓基」を「別所 隆弘」に改める。

ウ 代表者の住所

「神戸市西区押部谷町西盛575番地の1」を「神戸市西区押部谷町西盛110番地の1」に改める。

(2) 令和2年2月16日に変更があった事項及びその内容

ア 事務所の住所

「神戸市西区押部谷町西盛110番地の1」を「神戸市西区押部谷町西盛161番地」に改める。

イ 代表者の氏名

「別所 隆弘」を「平井 眞一」に改める。

ウ 代表者の住所

「神戸市西区押部谷町西盛110番地の1」を「神戸市西区押部谷町西盛161番地」に改める。

(3) 令和4年2月20日に変更があった事項及びその内容

ア 事務所の住所

「神戸市西区押部谷町西盛161番地」を「神戸市西区押部谷町西盛119番地」に改める。

イ 代表者の氏名

「平井 眞一」を「藤本 重隆」に改める。

ウ 代表者の住所

「神戸市西区押部谷町西盛161番地」を「神戸市西区押部谷町西盛119番地」に改める。

神戸市告示第139号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

道場自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区道場町道場82番地の5

(3) 代表者の氏名

辻 嘉一

(4) 代表者の住所

神戸市北区道場町日下部677番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「泉 龍児」を「辻 嘉一」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区道場町日下部1305番地」を「神戸市北区道場町日下部677番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月10日

神戸市告示第140号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

南平台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区押部谷町栄205番地の99

(3) 代表者の氏名

牛尾 明美

(4) 代表者の住所

神戸市西区押部谷町栄205番地の142

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「愛甲 民雄」を「牛尾 明美」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区押部谷町栄205番地の159」を「神戸市西区押部谷町栄205番地の142」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月17日

神戸市告示第141号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
南陽台自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市西区天王山7番地の9
- (3) 代表者の氏名
錦見 秀子
- (4) 代表者の住所
神戸市西区天王山17番地の12

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「田中 昭」を「錦見 秀子」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市西区天王山19番地の2」を「神戸市西区天王山17番地の12」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月10日

神戸市告示第142号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
白川自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市須磨区白川字宮ノ西373番地
- (3) 代表者の氏名
古東 良教
- (4) 代表者の住所
神戸市須磨区白川字下側地98番地

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「羽田 昌宏」を「古東 良教」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市須磨区白川字上側地131番地の1」を「神戸市須磨区白川字下側地98番地」に

改める。

3 変更の年月日

令和4年3月13日

神戸市告示第143号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

北畑自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区淡河町北畑333番地

(3) 代表者の氏名

飯野 典彦

(4) 代表者の住所

神戸市北区淡河町北畑250番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「岡田 正明」を「飯野 典彦」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区淡河町北畑340番地の3」を「神戸市北区淡河町北畑250番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年3月12日

神戸市告示第144号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

緑が丘自治会

- (2) 主たる事務所
神戸市須磨区緑が丘2丁目4番34号
- (3) 代表者の氏名
山田 修
- (4) 代表者の住所
神戸市須磨区緑が丘2丁目11番30号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「伊藤 秀樹」を「山田 修」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市須磨区緑が丘2丁目10番14号」を「神戸市須磨区緑が丘2丁目11番30号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月17日

神戸市告示第162号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月18日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
朝日が丘自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市西区北山台2丁目23番19号
- (3) 代表者の氏名
平野 広造
- (4) 代表者の住所
神戸市西区北山台2丁目30番3号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「松田 雅光」を「平野 広造」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市西区北山台2丁目22番3号」を「神戸市西区北山台2丁目30番3号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月17日

神戸市告示第163号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月18日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

東二郎下自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区有野町二郎3番地の4

(3) 代表者の氏名

米澤 正実

(4) 代表者の住所

神戸市北区有野町二郎3番地の4

2 変更があった事項及びその内容**(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市北区有野町二郎201番地」を「神戸市北区有野町二郎3番地の4」に改める。

(2) 代表者の氏名

「大西 義孝」を「米澤 正実」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市北区有野町二郎201番地」を「神戸市北区有野町二郎3番地の4」に改める。

3 変更の年月日

令和3年3月28日

神戸市告示第174号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務を次の者に委託する。

令和4年5月31日

神戸市長 久元喜造

1 委託先

名 称	所 在 地
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号

2 委託期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

神戸市告示第175号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始し、並びに公示した事項を変更するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局下水道部管路課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

神戸市長 久元喜造

- 1 供用開始及び下水の処理開始の年月日
令和4年6月10日
- 2 下水を排除する区域及び処理する区域並びに供用を開始する排水施設の位置
灘区 篠原の一部
中央区 港島南町7丁目の一部
北区 京地2丁目、八多町下小名田、谷上南町、有野町二郎の各一部
垂水区 名谷町、舞多聞西6丁目、小束山手1丁目の各一部
西区 押部谷町栄、伊川谷町有瀬、見津が丘4丁目・5丁目・6丁目・7丁目、玉津町出合、玉津町今津の各一部
- 3 下水を処理する区域の変更（公示事項の変更）
垂水区 海岸通の一部
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の名称及び位置
 - (1) 灘区は、東灘処理場
 - (2) 中央区港島南町7丁目は、ポートアイランド処理場
 - (3) 北区京地2丁目、八多町下小名田、有野町二郎は、兵庫県武庫川上流浄化センター
 - (4) 北区谷上南町は、兵庫県加古川上流浄化センター
 - (5) 垂水区は、垂水処理場
 - (6) 西区は、玉津処理場

神戸市告示第176号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月31日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、

及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで午後3時から午後7時まで

イ 土曜日午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年4 月7日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所 電話854-2191
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 2台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年4 月8日	
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 3台		

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	新在家駅周辺	自転車	1台	令和4年4 月13日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	大石駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	深江駅周辺	自転車	1台	令和4年4 月14日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	撰津本山駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	J R住吉駅周辺	自転車	2台	令和4年4 月19日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	岩屋駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	灘駅周辺	自転車	3台	令和4年4 月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	12台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	1台	令和4年4 月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	3台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	青木駅周辺	自転車	9台	令和4年4 月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	1台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘区管内	自転車	19台	令和4年4 月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	2台	
	阪神御影駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	東灘区管内	自転車	45台	令和4年4 月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	2台	
		自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	
	JR住吉駅周辺	自転車	6台	
		自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	

神戸市告示第177号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月31日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団ハーモニーレディースクリニック	神戸市西区学園西町5丁目2番地の5	令和4年4月1日
医療法人社団 神燈会 神戸みなとまち歯科オーラルケア	神戸市兵庫区中道通3丁目4番24号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 兵庫店	神戸市兵庫区金平町1丁目19番16号	令和4年4月1日
キリン堂薬局 兵庫鶴越店	神戸市兵庫区鶴越町17番2号	令和4年5月1日
訪問看護ステーションしおや助っ人	神戸市垂水区塩屋町4丁目3番40号	令和4年5月1日

神戸市告示第178号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月31日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
おかざきマタニティクリニック	神戸市西区学園西町5丁目2番5号	令和4年3月31日

神戸みなとまち歯科オーラルケア	神戸市兵庫区中道通3丁目4番24号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 兵庫店	神戸市兵庫区金平町1丁目19番16号	令和4年3月31日
長田いとう薬局	神戸市長田区六番町8丁目1番2号	令和4年4月30日
訪問看護ステーション助っ人	神戸市垂水区塩屋町4丁目3番40号	令和4年4月30日

神戸市告示第179号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月31日

神戸市長 久元喜造

あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問鍼灸マッサージKEiROW神戸三宮ステーション	藤本 壮一郎	神戸市中央区国香通6丁目2番15号	令和4年5月1日

はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問鍼灸マッサージKEiROW神戸三宮ステーション	藤本 壮一郎	神戸市中央区国香通6丁目2番15号	令和4年5月1日
訪問鍼灸マッサージKEiROW神戸三宮ステーション	近藤 健太郎	神戸市中央区国香通6丁目2番15号	令和4年5月1日

神戸市告示第180号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月31日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
わかば薬局	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27番7号	株式会社L a f l e u r	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27番12号	令和4年5月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

神戸市告示第181号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月31日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ケアプランスイッチオン神戸御影居宅介護支援事業所	(新) 神戸市東灘区御影本町8丁目1番8号 (旧) 神戸市中央区北野町4丁目10番5号	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16番10号	令和4年3月1日	居宅介護支援
明舞ケアライフ	(新) 神戸市垂水区南多聞台8丁目1 (旧) 神戸市	株式会社k u s k u s	神戸市垂水区南多聞台8丁目1	令和4年3月1日	訪問介護 介護予防訪問サービス

	垂水区名谷町 1011番地1				
三宮ケアプラ ンセンター	(新) 神戸市 中央区琴ノ緒 町3丁目3番 26号 (旧) 神戸市 中央区三宮町 1丁目8番1 号	社会福祉法人 明倫福祉会	神戸市中央区港 島中町5丁目2 番地	令和4年4 月1日	居宅介護支援

神戸市告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年6月14日まで一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	野村明石線	神戸市西区平野町中津字北川 587番地先から	新	63.20	最大 15.40 最小 13.80
		神戸市西区平野町中津字北川 587番地先まで	旧	63.20	最大 15.40 最小 14.90

神戸市告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年6月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年6月14日まで一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	西垂水117号線	神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目 1650番1地先から 神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目 1650番1地先まで	新	31.50	最大 4.00 最小 4.00
			旧	31.50	最大 3.00 最小 3.00

神戸市告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年6月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年6月14日まで一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	高丸陸10号線	神戸市垂水区高丸7丁目2245番142地先から 神戸市垂水区高丸7丁目2245番146地先まで	新	36.80	最大 6.00 最小 6.00
			旧	36.80	最大 5.00 最小 5.00

公 告

神戸市公告第49号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第12条第1項の規定に基づき、次の対象事業に係る環境影響評価実施計画書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類を作成したので、同条第2項において準用する同条例第8条の7第4項の規定により公告するとともに、当該市長意見書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年5月16日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

- (1) 事業の名称：(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者：神戸市

代表者：神戸市長 久元 喜造

所在地：神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(3) 事業の位置：神戸市西区押部谷町木見

(4) 事業の種類及び規模

種類：工業団地の造成及び流通業務団地の造成

規模：全体面積約100ha

2 縦覧の期間、場所

(1) 縦覧の期間

令和4年5月16日（月曜）から令和4年5月30日（月曜）まで

(2) 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全課

神戸市公告第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により松が枝町地区建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年5月17日

神戸市長 久元 喜造

神戸市公告第64号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年5月31日

神戸市長 久元 喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区小束台東868番45、868番1416、868番1417、868番1418の内1工区

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中1丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

（上記代理人）

兵庫県明石市大明石町2丁目1番32号

積水ハウス株式会社 神戸支店

支店長 原口 貴彦

広島県広島市西区庚午北1丁目17番23号

株式会社マリモ

代表取締役 深川 真

3 許可番号

令和3年1月14日 第7089号

(変更許可 令和3年12月17日 第1472号)

(変更許可 令和4年3月29日 第1481号)

神戸市公告第65号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年5月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区玉津町二ツ屋字角谷101番、102番、106番、107番、107番59、107番91の一部、107番110の一部、107番132、107番133、107番135、107番136、107番151の一部、107番152、玉津町二ツ屋字東山89番5の一部、89番10の一部、89番20、99番13の一部、玉津町二ツ屋字青谷29番、玉津町水谷字青谷375番1の一部、377番2、385番1、390番1、390番3、櫛谷町松本字小田190番の一部、194番2、194番4の一部、櫛谷町松本字下谷221番3、234番1の一部、234番4、234番9、234番10の一部の内3工区及び4工区

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

川崎重工業株式会社

代表取締役 橋本 康彦

3 許可番号

令和2年2月26日 第7014号

神戸市公告第66号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
産業廃棄物埋立処分業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市建設局下水道部経営管理課
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平
大阪市北区中之島2丁目2番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
1 t 当たり10,100円 (税別)
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
他の特定役務をもって代替させることができない特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第67号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年5月31日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年5月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハーバーランド ダイヤニッセイビル
神戸市中央区東川崎町1丁目7番2号乃至8号
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
コネクシオ株式会社	東京都新宿区西新宿8-17-1	代表取締役 井上 裕雄
株式会社ピーアップ	東京都足立区千住1-4-1	代表取締役 中込 正典
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町7-21-6	代表取締役 野田 将克
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	代表取締役 矢野 靖二
ライフニジュウイチ株式会社	奈良県奈良市高天市町15-1 ライフ21ビル	代表取締役 金澤 孝
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
株式会社ココカラファイン	横浜市港北区新横浜3-17-6	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4-1-18	代表取締役 金治 伸隆
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 丸山 雅史
株式会社サンエー・ビーディー	東京都港区南青山1-1-1	代表取締役 前川 正典
株式会社ぬのや	神戸市中央区三宮町1-8-1-148	代表取締役 橋本 千恵
株式会社イノベーションリンク	神戸市中央区港島中町6-8-1	代表取締役 大峯 伊索
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3丁目10番5号オンワードパークビルディング	代表取締役 鈴木 恒則
株式会社東京ドーム	東京都文京区後楽1-3-61	代表取締役 長岡 勤
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14第3デリカビル9F	代表取締役 木山 剛史
株式会社ザ・キッス	東京都目黒区東山3-7-1	代表取締役 李 成在
ザボディショップジャパン株式	東京都中央区日本橋堀留町1-9-11	代表取締役

会社		倉田 浩美
株式会社プラステ	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 河崎 邦和
株式会社ナノユニバース	東京都渋谷区神南1-6-3	代表取締役 前川 正典
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6-4アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
有限会社ウッディーハウス	京都府舞鶴市字浜1054N T Tビル舞鶴別館	代表取締役 志摩 幹一郎
株式会社エーディックス	京都市南区上鳥羽仏現寺町23-1	代表取締役 佐野 秀男
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10	代表取締役 マシュー コリン
株式会社ロージー	広島市中区舟入川口町16-28	代表取締役 佐々木 智弘
株式会社レガロ	東京都目黒区東山1-8-6サンロイヤル東山101	代表取締役 中島 仁三
株式会社キャン	東京都中央区銀座4-12-15	代表取締役 阿部 和則
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-2-3	代表取締役 佐々木 進
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5-6-4浜離宮三井ビルディング	代表取締役 ヴァンサン ネリアス
株式会社イング	神戸市中央区港島南町4-6-2	代表取締役 向井 孝司
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央2-92	代表取締役 中澤 道盛
株式会社ダブルエー	東京都渋谷区恵比寿1-20-18 7F	代表取締役 肖 俊偉
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-13-12	代表取締役 上田 稔夫
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 岩坪 謙吉

株式会社モーゲンデビッド	福岡市薬院1-2-2-202	代表取締役 レヴィトニー
株式会社ITXジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1-10-11フジワラビルディング6F	代表取締役 ペッターソン万里
株式会社アルカスインターナショナル	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一
株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 渡邊 智則
株式会社ココ	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1	代表取締役 吉田 健一郎
株式会社アイジーエー	福井県越前市矢放町13-8-9	代表取締役 五十嵐 昭順
株式会社ジンス	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム30階	代表取締役 田中 仁
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3-9-14	代表取締役 田中 公雄
モダンデコ株式会社	広島市中区富士見町16-22	代表取締役 小林 敬弘
R.O.U株式会社	千葉県美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 廣瀬 清剛
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	名古屋市名東区上社1丁目901番地	代表取締役 白川 篤典
株式会社エービーストア	京都市伏見区深草西浦町8-113西陣ビル4F	代表取締役 孫 周基
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南1-16-3 2F 恵比寿事務所	代表取締役 園田 恭輔
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 立花 隆央
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎2601-1	代表取締役 藤原 祐介
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野7-14-5	代表取締役 金山 元一
株式会社CEMENT	大阪府中央区西心斎橋2-10-35	代表取締役 伊藤 亮二
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1-11-16	代表取締役 赤池 順一

株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館9階	代表取締役 石井 稔晃
株式会社ピンクラテ	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 大峯 伊索
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803	代表取締役 松本 規義
株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-5	代表取締役 太田 和伸
株式会社F・Oインターナショナル	神戸市中央区磯上通7-1-5	代表取締役 小野 行由
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町60番地	代表取締役 井田 祥一
株式会社コージィコーポレーション	大阪市中央区南船場1丁目16番10号	代表取締役 高林 更次
東京シャツ株式会社	東京都台東区駒形1丁目3番16号	代表取締役 左座 邦晴
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1-11-5	代表取締役 野口 実
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 井出 武美
株式会社カイトックインターナショナル	岡山市北区昭和町3-12	代表取締役 赤木 政一
株式会社ビー・エー・エル	京都市中京区河原町通三条下ル2山崎町251	代表取締役 杉山 卓雄
株式会社ITXジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1-10-11フジワラビルディング6F	代表取締役 ペッターソン万里
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町33-6 渋谷フラッグ6F	代表取締役 ルーカス セイファート
フリースタイル有限会社	東京都練馬区南田中4-17-25	代表取締役 アドニ・ツビイ
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柳井 正
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 加藤 智治
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町1310番地ミューザ川	代表取締役

	崎セントラルタワー25階	アンドレ・アー チー・ジェイブ ス
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柚木 治
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 上田 雄久
株式会社大垣書店	京都市北区小山上総町14(北大路駅前)	代表取締役 大垣 守弘
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田3丁目23番23号	代表取締役 木村 一義
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3-1-21	代表取締役 澤田 貴司
株式会社COUNTERWOR KS	東京都目黒区上目黒1-26-9中目黒 オークラビル6階	代表取締役 三瓶 直樹
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	代表取締役 尾田 信夫
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	代表取締役 寺脇 栄一
ドリームカプセル株式会社	名古屋市緑区徳重3-101	代表取締役 都築 祐介
株式会社ウェブシャーク	大阪府中央区瓦町3-6-5	代表取締役 木村 誠司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
コネクシオ株式会社	東京都新宿区西新宿8-17-1	代表取締役 直田 宏
株式会社ピーアップ	東京都足立区千住1-4-1	代表取締役 中込 正典
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町7-21-6	代表取締役 野田 将克
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	代表取締役 矢野 靖二
ライフニジュウイチ株式会社	奈良県奈良市高天市町15-1ライフ21 ビル	代表取締役 金澤 孝

株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
株式会社ココカラファイン	横浜市港北区新横浜3-17-6	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4-1-18	代表取締役 金治 伸隆
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 丸山 雅史
株式会社T S I	東京都港区南青山1-2-3	代表取締役 下地 毅
株式会社ぬのや	神戸市中央区三宮町1-8-1-148	代表取締役 橋本 千恵
株式会社フィールズインターナショナル	神戸市中央区港島中町6-8-1	代表取締役 大峯 伊索
株式会社ベイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1-23-21	代表取締役 窪田 祐
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14第3デリカビル9F	代表取締役 木山 剛史
株式会社ザ・キッス	東京都目黒区東山3-7-1	代表取締役 李 成在
ザボディショップジャパン株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1-9-11	代表取締役 倉田 浩美
株式会社プラステ	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 河崎 邦和
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6-4アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川2-2-8スフィアタワー天王洲27F	代表取締役 田中 修治
株式会社ウッディーハウス	京都府舞鶴市字浜1054N T Tビル舞鶴別館	代表取締役 志摩 幹一郎
株式会社エーディックス	京都市南区上鳥羽仏現寺町23-1	代表取締役 佐野 秀男
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10	代表取締役 マシュー コリン
株式会社ロージー	広島市中区舟入川口町16-28	代表取締役 佐々木 智弘

株式会社レガロ	東京都目黒区東山1-8-6サンロイヤル東山101	代表取締役 樋口 浄
株式会社キャン	東京都中央区銀座4-12-15	代表取締役 阿部 和則
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-2-3	代表取締役 佐々木 進
トリンプ・インターナショナル・ ジャパン株式会社	東京都中央区築地5-6-4浜離宮三井ビルディング	代表取締役 ヴァンサン ネ リアス
株式会社イング	神戸市中央区港島南町4-6-2	代表取締役 向井 孝司
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央2-92	代表取締役 中澤 道盛
株式会社ダブルエー	東京都渋谷区恵比寿1-20-18 7F	代表取締役 肖 俊偉
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-13-12	代表取締役 上田 稔夫
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 岩坪 謙吉
株式会社モーゲンデビッド	福岡市薬院1-2-2-202	代表取締役 レヴィトニー
株式会社ITXジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1-10-11フジワラビルディング6F	代表取締役 ペッターソン万 里
株式会社アルカスインターナ ショナル	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一
株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 飯高 宏
株式会社コカ	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1	代表取締役 吉田 健一郎
株式会社アイジーエー	福井県越前市矢放町13-8-9	代表取締役 五十嵐 昭順
株式会社ジンズ	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム30階	代表取締役 田中 仁
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3-9-14	代表取締役

		田中 公雄
モダンデコ株式会社	広島市中区富士見町16-22	代表取締役 小林 敬弘
R.O.U株式会社	千葉県美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 廣瀬 清剛
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	名古屋市名東区上社1丁目901番地	代表取締役 白川 篤典
株式会社エービーストア	京都市伏見区深草西浦町8-113西陣ビル4F	代表取締役 孫 周基
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南1-16-3 2F 恵比寿事務所	代表取締役 園田 恭輔
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 立花 隆央
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎2601-1	代表取締役 藤原 祐介
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野7-14-5	代表取締役 金山 元一
株式会社CEMENT	大阪府中央区西心斎橋2-10-35	代表取締役 伊藤 亮二
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1-11-16	代表取締役 赤池 順一
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館9階	代表取締役 石井 稔晃
株式会社ピンクラテ	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 丸 則貴
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803	代表取締役 松本 規義
株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-5	代表取締役 太田 和伸
株式会社F・Oインターナショナル	神戸市中央区磯上通7-1-5	代表取締役 小野 行由
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町60番地	代表取締役 井田 祥一
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中町6-8-2	代表取締役 小東 政章
東京シャツ株式会社	東京都台東区駒形1丁目3番16号	代表取締役

		左座 邦晴
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1-11-5	代表取締役 野口 実
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 井出 武美
株式会社カイトックインターナショナル	岡山市北区昭和町3-12	代表取締役 赤木 政一
株式会社ビー・エー・エル	京都市中京区河原町通三条下ル2山崎町251	代表取締役 杉山 卓雄
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町33-6 渋谷フラッグ6F	代表取締役 ルーカス セイファート
フリースタイル有限会社	東京都練馬区南田中4-17-25	代表取締役 アドニ・ツビィ
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柳井 正
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 諸橋 友良
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町1310番地ミュージア川崎セントラルタワー25階	代表取締役 アンドレ・アーチャー・ジェイブス
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柚木 治
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 上田 雄久
株式会社大垣書店	京都市北区小山上総町14(北大路駅前)	代表取締役 大垣 守弘
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田3丁目23番23号	代表取締役 木村 一義
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3-1-21	代表取締役 細身 研介
株式会社COUNTERWORKS	東京都目黒区上目黒1-26-9 中目黒オークラビル6階	代表取締役 三瓶 直樹
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	代表取締役 尾田 信夫
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	代表取締役

		三宅 英木
ドリームカプセル株式会社	名古屋市緑区徳重3-101	代表取締役 都築 祐介
株式会社ウェブシャーク	大阪市中央区瓦町3-6-5	代表取締役 木村 誠司

3 変更の年月日及び変更する理由

令和3年6月23日 代表者変更等のため

4 届出年月日

令和4年2月7日

5 縦覧期間

令和4年5月31日から令和4年9月30日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第68号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年5月31日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年5月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高浜モザイク

神戸市中央区東川崎町1丁目59番地-1他

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎1-11-1	代表取締役 辻 信太郎
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1-3-8	代表取締役 太田 克枝
株式会社アットイマジン	神戸市長田区細田町7-1-9	代表取締役 水戸 光一郎
有限会社ナツメ商店	神戸市灘区岩屋北町7-1-12	代表取締役 棗 正樹
有限会社テイクツー	兵庫県三田市ゆりのき台1-1 A-503	代表取締役 竹位 準之
株式会社サニープレスジャパン	神戸市東灘区岡本1丁目11-24	代表取締役 山田 克子
株式会社フィールド	大阪市西成区玉出中2-14-23	代表取締役 岡本 裕行
有限会社フロム・ゼロ	神戸市垂水区向陽3丁目1-2-204	代表取締役 松本 陽典
株式会社神戸ブランド	神戸市中央区東川崎町1-6-1	代表取締役 河本 勝博
株式会社神戸モリーママ	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸 情報文化ビル1F	代表取締役 平佐田 昭弘
株式会社フェニックス	大阪市中央区西心斎橋2-3-8	代表取締役 西 和美
有限会社イタハ	大阪府高槻市月見町11-7	代表取締役 板羽 透
フランツ株式会社	神戸市灘区六甲町1丁目6-16	代表取締役 眞田 泰秀
株式会社マーレマーレ・ジャパン	神戸市長田区西尻池町2-4-6	代表取締役 東 裕司
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1-11-20	代表取締役 前内 禮宏
カルビー株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	代表取締役 伊藤 秀二
株式会社シーズン	名古屋市中区大須3-2-15	代表取締役 黒木 建児
株式会社KSプランニング	名古屋市中区丸の内2-18-25	代表取締役

		近藤 大揮
株式会社アミナコレクション	横浜市緑区鴨居4-50-1	代表取締役 進藤 さわと
株式会社パルグループホールディングス	大阪市中央区道修町3-6-1	代表取締役 井上 隆太
株式会社キデイランド	東京都千代田区九段北1-13-5	代表取締役 間宵 薫
神戸アンパンマンミュージアム &モール有限責任事業組合	神戸市中央区東川崎町1-6-2	代表 大澤 雅彦
株式会社バンダイ	東京都台東区駒形1-4-8	代表取締役 川口 勝
サンスター文具株式会社	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 小林 大地
株式会社栗山米菓	新潟市北区新崎2661	代表取締役 栗山 敏昭
株式会社カミーノ	横浜市西区花咲町5-131-5	代表取締役 神山 喜可
株式会社セガトイズ	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 佐々木 章人
稲垣服飾株式会社	大阪市中央区久太郎町3-1-29	代表取締役 稲垣 利典
伊藤産業株式会社	大阪市天王寺区小宮町8-11	代表取締役 伊藤 晴夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎1-11-1	代表取締役 辻 信太郎
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1-3-8	代表取締役 太田 克枝
株式会社アットイマジン	神戸市長田区細田町7-1-9	代表取締役 水戸 光一郎
有限会社ナツメ商店	神戸市灘区岩屋北町7-1-12	代表取締役 棗 正樹
有限会社テイクツー	兵庫県三田市ゆりのき台1-1 A-503	代表取締役 竹位 隼之

株式会社サニーブレスジャパン	神戸市東灘区岡本1丁目11-24	代表取締役 山田 克子
株式会社フィールド	大阪市西成区玉出中2-14-23	代表取締役 岡本 好美
有限会社フロム・ゼロ	神戸市垂水区向陽3丁目1-2-104	代表取締役 松本 陽典
株式会社神戸ブランド	神戸市中央区東川崎町1-6-1	代表取締役 山下 勇樹
株式会社神戸モリーママ	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸 情報文化ビル1F	代表取締役 平佐田 昭弘
株式会社フェニックス	大阪市中央区西心斎橋2-3-8	代表取締役 西 和美
有限会社イタハ	大阪府高槻市月見町11-7	代表取締役 板羽 透
フランツ株式会社	神戸市灘区六甲町1丁目6-16	代表取締役 眞田 泰秀
株式会社マーレマーレ・ジャパン	神戸市長田区西尻池町2-4-6	代表取締役 東 裕司
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1-11-20	代表取締役 前内 禧宏
カルビー株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	代表取締役 伊藤 秀二
株式会社KSプランニング	名古屋市中区丸の内2-18-25	代表取締役 近藤 大揮
株式会社アミナコレクション	横浜市緑区鴨居4-50-1	代表取締役 進藤 さわと
株式会社パルグループホールディングス	大阪市中央区道修町3-6-1	代表取締役 井上 隆太
株式会社キデイランド	東京都千代田区九段北1-13-5	代表取締役 間宵 薫
神戸アンパンマンミュージアム &モール有限責任事業組合	神戸市中央区東川崎町1-6-2	代表 関根 崇史
株式会社バンダイ	東京都台東区駒形1-4-8	代表取締役 竹中 一博
サンスター文具株式会社	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 小林 大地
株式会社栗山米菓	新潟市北区新崎2661	代表取締役

		栗山 敏昭
株式会社カミーノ	横浜市西区花咲町5-131-5	代表取締役 神山 喜可
株式会社セガトイズ	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 宮崎 奈緒子
稲垣服飾株式会社	大阪府中央区久太郎町3-1-29	代表取締役 稲垣 利典
伊藤産業株式会社	大阪府天王寺区小宮町8-11	代表取締役 伊藤 晴夫

3 変更の年月日及び変更する理由

令和3年6月29日 代表者変更等のため。

4 届出年月日

令和4年2月7日

5 縦覧期間

令和4年5月31日から令和4年9月30日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第69号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年5月31日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年5月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス舞多聞店

神戸市垂水区舞多聞西5丁目1番1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前)

神戸市垂水区舞多聞西5丁目 神戸学園南地区49街区の一部

(変更後)

神戸市垂水区舞多聞西5丁目1番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 宇野 正晃

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 宇野 正晃

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 横山 英昭

3 変更の年月日

令和3年8月24日

4 変更する理由

2(1)については、住所表記が確定したため。

2(2)、(3)については、設置者および小売業者の代表者が変更になったため。

5 届出年月日

令和4年2月9日

6 縦覧期間

令和4年5月31日から令和4年9月30日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市職員共済組合公告

職員共済組合公告647

神戸市職員共済組合が所有する不動産の売払いの一般競争入札を実施しますので、神戸市職員共済組合定款第5条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月13日

神戸市職員共済組合

理事長 今西正男

記

1 一般競争入札に付す物件

(土地)

所在地 岡山県美作市湯郷字びく二畑ケ484番1

地目 宅地(第2種住居地域)

数量 4,187.74㎡(登記=実測数量)

2 現地見学について

令和4年5月27日(金)13時から14時まで

見学を希望される方は、令和4年5月25日(水)(時間:平日9時から17時まで。12時から13時までの間を除く)までに下記の問い合わせ先までお申込みください。

3 入札参加申込日時

持参の場合 令和4年5月27日(金)から令和4年5月31日(火)(土日を除く)

9時から17時まで(12時から13時までの間を除く)

郵送の場合 令和4年5月31日(火)必着

4 入札日時

令和4年6月15日(水)

11時から11時15分まで(締め切り後直ちに開札)

5 入札場所

神戸市中央区京町72番地 新クレセントビル

神戸市職員共済組合

6 実施要領

本件入札に関する実施要領については、令和4年5月13日(金)から令和4年5月31日(火)の間に本共済組合ホームページ (<https://kobe-kyosai.jp>) よりダウンロードしてください。

7 参加申込及び問い合わせ先

〒650-0034

神戸市中央区京町72番地 新クレセントビル9階

神戸市職員共済組合

電話番号078-322-5103

